

# 美浜町告示第41号

## 美浜町建設工事指名業者等の選定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事の請負契約を締結する場合の競争入札に参加する者及び随意契約の相手方とする者の選定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定するものをいう。

(2) 建設業者 建設業法第2条第3項に規定する者をいう。

(3) 指名業者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の12第1項の規定により指名した建設業者をいう。

(指名競争入札の参加者の資格)

第3条 政令第167条の11第2項の規定による資格は、町に対して建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出した建設業者について、入札参加を希望する業種ごとに、町長が美浜町建設工事等指名業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮り、その結果により決定する。

2 前項の規定による審査は、建設業法第27条の23第1項の規定により福井県等が行う建設業者の経営事項審査(以下「経審」という。)の結果における経営規模等評価結果通知書(以下「経営規模等評価結果通知書」という。)に記載された総合評定値並びに福井県が事業者に対し発行する競争入札参加資格決定通知書に記載された点数及び第5条の規定による特別項目点数を勘案し、これを行うものとする。

(数値の付与)

第4条 建設業者の格付けのための数値は、前条の規定に基づき審査された結果に基づき付与する。

(特別項目点数)

第5条 特別項目点数は、次の表に掲げる項目の加点要件を満たした場合において、その算定方法により算定した点数(1未満の端数があるときは、四捨五入する。)とする。

項目	加点要件	算定方法	対象
保護観察対象者の雇用支援	敦賀地区更生保護協力雇用主会に登録す	経営規模等評価結果通知書における総合評定値に1/100を乗じて得た	土木一式、建築一式、電気、管、

	る協力雇用主	数を加点する。	鋼構造物、舗装
	保護観察対象者等を 3か月以上継続して 雇用した実績がある 協力雇用主	経営規模等評価結果通知書にお ける総合評定値に1/100を乗じて得た 数を加点する。	

(格付け)

第6条 町長は、第3条第1項の規定により資格が決定した建設業者のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事及び舗装工事を行う業種については、第4条の規定に基づく数値により等級の格付けを行うものとする。ただし、新規に格付けされる建設業者は、最下位の格付けとすることができる。

2 前項の格付けは、別表第1に定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業種については、当該各号に定める要件のいずれかを満たしていない場合にはA等級に格付けしない。

(1) 土木一式工事 次に掲げる要件

ア 特定建設業許可を有していること。

イ 直前2回の福井県における格付けがA等級又はB等級のいずれかであること。

ウ 経営規模等評価結果通知書に記載された土木一式工事に係る1級技術者の数が5以上であること。

(2) 建築一式工事 次に掲げる要件

ア 特定建設業許可を有していること。

イ 直前2回の福井県における格付けがA等級又はB等級のいずれかであること。

ウ 経営規模等評価結果通知書に記載された建築一式工事に係る1級技術者の数が3以上であること。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業種については当該各号に定める要件を満たしていない場合にはB等級に格付けしない。

(1) 土木一式工事 経営規模等評価結果通知書に記載された土木一式工事に係る技術者の数が3以上（うち1級技術者の者が1以上）であること。

(2) 建築一式工事 経営規模等評価結果通知書に記載された建築一式工事に係る技術者の数が2以上（うち1級技術者の者が1以上）であること。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、土木一式工事及び建築一式工事については、経営規模等評価結果通知書に記載された当該業種に係る技術職員の数の合計が2に満たない場合にはC等級に格付けしない。

6 前各項の規定にかかわらず、経営規模等評価結果通知書に係る直前2年平均又は直前3年平均の年間平均完成工事高が500万円未満である建設業者は、最下位の格付けとする。

(資格者名簿)

第7条 町長は、第3条第1項の規定による審査を経て資格を決定したときは、その

結果に基づき公共工事入札参加資格者名簿を作成する。

(格付けを行う建設工事の指名業者の選定基準)

第8条 第6条に規定する業種に係る建設工事について、指名競争入札に付す場合の指名業者の選定に当たっては、次条から第13条までの規定によるものとする。

(資格者)

第9条 指名業者は、第7条に規定する公共工事入札参加資格者名簿に登載されている建設業者(以下「資格者」という。)の中から選定するものとする。

(選定の方法)

第10条 指名業者の選定に当たっては、原則として、当該建設工事の業種に応じ、別表第2に掲げる請負対象設計金額の区分に対応した当該等級欄に掲げる格付けを有する資格者から選定するものとする。ただし、当該格付業者がないとき、僅少なき又はその他の理由により選定が困難と認められるときにおいては、当該格付工事の直近上位の等級又は直近下位の等級に格付けされた建設業者の中から選定することができる。

(勘案する事項)

第11条 指名業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該建設工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事状況
- (6) 当該工事の施工についての技術的適性
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 当該工事の施工についての経験
- (9) 技術者の状況
- (10) 工事に係る設計業務等の受注者との関係性
- (11) 除雪業務による地域貢献実績
- (12) 町との災害協定締結実績

2 経審を受けていない建設業者は、原則として指名選定しないものとする。

(指名業者の数)

第12条 選定する指名業者の数は、別表第3のとおりとする。

(選定の基準の例外)

第13条 緊急を要する災害復旧工事及び維持工事、特別の技術を要する建設工事、共同施工による建設工事並びにその他特別の理由がある工事については、第10条及び前条の規定にかかわらず、当該建設工事に必要な指名業者を選定することができる。

(格付けを行わない建設工事の指名業者の選定の基準等)

第14条 第6条第1項に規定する業種を除く建設工事について、指名競争入札に付そうとする場合の指名業者の選定については、第9条、第11条及び第12条の規定を準用する。

(随意契約の相手方の選定の基準)

第15条 町が発注する建設工事について、政令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約による場合の相手方の選定については、第9条及び第11条の規定を準用する。

(特別の選定の基準)

第16条 政令第167条の2第1項第7号の規定に基づく随意契約にあつては、前条の規定により、当該資格者を相手に選定するものとする。

2 政令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定に基づく随意契約にあつては、前条の規定によるもののほか、原則として当該競争入札に参加した者の中から相手方を選定するものとする。

(指名業者の選定)

第17条 建設工事を行う主管課長は、当該建設工事を指名競争入札に付そうとするときは選考委員会に諮り、指名業者を選定するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

